

【 入 札 心 得 】

(入札等)

- 第1条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書を一件ごとに作成し封書にした上、商号及び入札件名を表記し、入札会場で提出しなければならない。
- 2 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない場合は、この限りでない。
- 3 代理人を入札に参加させるときは、委任状に委任者の住所、商号、代表者の氏名、押印（市契約担当課への届出印）のうえ、提出しなければならない。また代理人は、入札書の入札人の欄に記名押印しなければならない。
- 4 入札書及び委任状は、配布された指定の用紙を使用すること。
- 5 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者は、入札者になることができない。
- 6 入札者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
- 7 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず当該入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- 8 入札（現場）説明会又は指定された日時に入札資料を受け取らなかった者は、入札を認めない。
- 9 公共工事の入札参加者は、工事費内訳書を入札時に、入札書と同封し提出しなければならない。

(入札の辞退)

- 第2条 入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては、入札辞退届を入札日の前日までに持参又は郵送して行い、入札執行中にあっては入札書に入札辞退の旨を記載のうえ提出すること。

(無効の入札)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札書の表記金額を訂正した入札
- ② 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- ③ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ④ 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした入札
- ⑤ 連合その他不正の行為があった入札
- ⑥ 公共工事の入札において、工事費内訳書を提出しない者
- ⑦ 工事費内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札又は提出した工事費内訳書に不備がある場合
- ⑧ 事前公表された予定価格を超えた金額でした入札
- ⑨ 最低制限価格未満の金額でした入札
- ⑩ 落札決定日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者のした入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

(再度の入札)

- 第4条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札の回数は2回（予定価格を事前公表する場合は原則1回）とする。

2 前項の場合において、前条各号のいずれかに該当する入札をした者（第1号又は第2号に該当する場合を除く。）については、再度の入札に参加することができない。
(同額の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第5条 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。

(損害賠償金)

第6条 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その落札は効力を失い、損害賠償金として、入札金額（単価による入札にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5を市に納めなければならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させない又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

2 入札者が一人となった場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。
(特定関係にある入札者の同時入札の制限)

第8条 入札参加者の間に、各号のいずれかに該当する関係がある者の同時入札は無効とする。

① 資本関係

ア 会社法第2条第4号の規定による親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

ア 一方の会社の役員（その法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるもの）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人
イ その他前二号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 前項に該当する関係がある場合に、辞退する者を決める目的是に当該入札参加者間で連絡を取ることは、前条第1項の規定に抵触するものではない。